日本学術会議役員報酬規則

令和８年１０月１日
日本学術会議規則第４号

（目的）
第１条　この規則は、日本学術会議法（令和７年法律第７０号。以下「法」という。）第５２条の規定に基づき準用する独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第５０条の２第２項の規定に基づき、法第８条第２項に定める日本学術会議（以下「学術会議」という。）の役員に対する報酬の支給の基準を定めることを目的とする。

（役員等の報酬）
第２条　常勤役員の報酬は、俸給、地域手当、通勤手当及び期末手当とする。
２　非常勤役員の報酬は、非常勤役員手当とする。

（報酬の支給方法）
第３条　役員の報酬は、法令等の規定により役員の報酬から控除すべき金額を控除し、その控除後の額を役員に直接現金で支給する。
２　前項の規定にかかわらず、役員から申出があった場合は、その者に対する報酬をその者の預金又は貯金への振込みの方法によって支給する。

（俸給）
第４条　常勤役員の俸給は月額とし、会長が常勤役員の場合には、１，０７８，０００円を支給する。

（報酬の支給定日）
第５条　報酬の支給定日は、毎月１６日とする（第９条に規定する期末手当を除く）。
２　前項に規定する支給定日が、日本学術会議職員就業規程（令和８年規程第２３号。以下「就業規程」という。）第２４条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その月の１５日以降の日のうち、その日に最も近い休日以外の日を支給定日とする。

（俸給等の日割り計算）
第６条　新たに常勤役員に就任した者には、その日から俸給及び地域手当（以下この条において「俸給等」という。）を支給する。
２　常勤役員が退職し、失職し又は解任されたときは、その日まで俸給等を支給する。
３　常勤役員が死亡したときは、その月まで俸給等を支給する。
４　第１項又は第２項の規定により俸給等を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、その期間の現日数から就業規程に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（地域手当）

第７条　地域手当は、日本学術会議職員給与規則（令和８年日本学術会議規則第５号。以下「給与規則」という。）第１１条の規定に準じて支給する。

（通勤手当）

第８条　通勤手当は、給与規則第１３条第１項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

２　通勤手当の額は、給与規則第１３条第２項及び第３項に規定する額とする。

３　通勤手当を支給される常勤役員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該常勤役員に、支給単位期間（給与規則第１３条第２項に規定する期間をいう。）のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

４　前項の別に定める事由及び別に定める額は、日本学術会議職員給与規則実施細則（令和　年細則第　号）第１５条第７項に規定する事由及び額とする。

５　前４項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関しては、常勤職員の例に準ずるものとする。

（期末手当）

第９条　期末手当は、６月１日及び１２月１日（以下この条から第１２条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対して、それぞれ６月３０日及び１２月１０日（以下この条から第１２条までにおいてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、失職し、解任され、又は死亡した常勤役員についても同様とする。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日に支給することとし、支給日が土曜日に当たるときは前日に支給することとする。

２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、１００分の１７５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（１）６箇月　１００分の１００

（２）５箇月以上６箇月未満　１００分の８０

（３）３箇月以上５箇月未満　１００分の６０

（４）３箇月未満　１００分の３０

３　常勤役員のうち、次に掲げる者が学術会議の常勤役員となるため退職をし、かつ、引き続き学術会議の常勤役員となった者の前項に規定する在職期間は、その期間内において在職した期間を学術会議の常勤役員としての引き続いた在職期間とみなす。

（１）国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和２８年法律第１８２号。以下この項において「退職手当法」という。）第２条第１項の適用を受ける者）

（２）公庫等職員（退職手当法第７条の２第１項の適用を受ける者）

（３）独立行政法人等役員（退職手当法第８条第１項の適用を受ける者）

（４）地方公務員（期末手当及び勤勉手当の支給について、国家公務員又は公庫等職員としての在職期間を当該地方公共団体の職員としての在職期間に通算することを認めている地方公共団体の者）

４　基準日前に学術会議の常勤役員を退職し、その退職に引き続き国家公務員となった場合には、当該常勤役員に対して期末手当を支給しない。
５　第２項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、失職し、解任され、又は死亡した常勤役員にあっては、退職し、解任し、又は死亡した日現在）において常勤役員が受けるべき次の各号に掲げるそれぞれの額の合計額とする。
（１）俸給及び地域手当の月額の合計額
（２）前号の合計額に１００分の２０を乗じて得た額
（３）俸給の月額に１００分の２５を乗じて得た額

（期末手当の支給制限）
第１０条　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第３号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。
（１）基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第２４条第３項第２号の規定により解任された常勤役員
（２）基準日前１箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職し、又は解任された常勤役員（前号に掲げる者を除く。）で、その退職し、又は解任された日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
（３）次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた常勤役員（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

（期末手当の一時差止）
第１１条　会長は、支給日に期末手当を支給することとされていた常勤役員で当該支給日の前日までに退職し、失職し又は解任されたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
（１）退職又は解任した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
（２）退職又は解任した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、学術会議が行う事務及び事業に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき
２　前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

（１）一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
（２）一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
（３）一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して１年を経過した場合
３　前項の規定は、会長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
４　会長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
５　前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第１２条　期末手当を支給することとされていた常勤役員が会長の場合、前条第１項から第４項までの規定中「会長」とあるのは「総会」と読み替える。

（非常勤役員手当）
第１３条　非常勤役員手当は、次の各号に定める日額を支給する。
（１）会長　　日額６１，６００円
（２）副会長　日額５３，３００円
（３）監事　　日額４５，４００円

（端数の取扱い）
第１４条　この規則により計算した第２条各項に規定する各報酬に１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。

（規則の実施）
第１５条　この規則の実施に必要な事項については、給与規則に準ずることとする。

附　則

（施行期日）
第１条　この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

（令和８年１０月の報酬の支給定日）
第２条　本則第５条に規定する報酬の支給定日は、令和８年１０月に限り、１０月３０日とする。